

SGEC 森林認証審査報告書

九州森林管理局球磨川森林計画区内国有林

平成19年3月

(社) 全国林業改良普及協会

目 次

I. 九州森林管理局球磨川森林計画区内国有林の概要

II. 審査経過・確認資料一覧

III. 判定・判定事由

I. 九州森林管理局球磨川森林計画区内国有林の概要

1. 森林の所有者 : 国有林
2. 森林の管理者 : 九州森林管理局
3. 認証の区域 : 球磨川森林計画区 別紙管内図
(熊本県八代市及び八代郡・水俣市及び葦北郡・人吉市及び球磨郡)
4. 森林の面積 : 37,062ha
5. 担当区 : 熊本南部森林管理署管内 16森林事務所
6. 森林資源の構成

○【林種別・齢級別面積(単位:ha)】

別紙「樹種・齢級別資源構成表」

区分		齢級														
		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII	XIV	XV以上
人工林	育成単層林	323	539	1,127	2,289	2,745	2,938	4,048	3,287	2,154	1,702	827	100	88	96	226
	育成複層林				10	1										
	計	323	539	1,127	2,299	2,746	2,938	4,048	3,287	2,154	1,702	827	100	88	96	226
天然林	育成単層林	89	27	18	25											
	育成複層林	10	43	81	17	7	8	10	26	42	64	209	22	93	96	167
	天然生林	255	698	689	417	50	162	246	218	215	305	484	458	286	281	7,728
	計	334	768	788	459	58	170	257	243	257	369	694	480	379	377	7,895
合計	育成単層林	392	566	1,146	2,314	2,745	2,938	4,048	3,287	2,154	1,702	827	100	88	96	226
	育成複層林	10	43	81	27	8	8	10	26	42	64	209	22	93	96	167
	天然生林	255	698	689	417	50	162	246	218	215	305	484	458	286	281	7,728
	計	657	1,307	1,916	2,758	2,804	3,108	4,305	3,531	2,412	2,071	1,521	580	467	474	8,121
	竹林	1														
	無立木地	122														
	林地以外の土地	910														
合計	1,689	1,307	1,916	2,758	2,804	3,108	4,305	3,531	2,412	2,071	1,521	580	467	474	8,121	

○【資源構成】

森林計画区	区分	合計			人工林			天然林		
		N	L	計	N	L	計	N	L	計
球磨川	面積(ha)	36,029			22,501			13,528		
	材積(千m ³)	5,276	2,210	7,486	4,831	223	5,054	444	1,987	2,431

(注) 1 面積には無立木地及び林地以外の土地は除く。

2 計の不一致は四捨五入による。

○【機能類型別森林面積（単位：ha）】

区 分	水土保全林			森林と人との共生林			資源の循環利用林	合 計
	国土保全林 [※]	水源かん養林 [※]	計	自然維持林 [※]	森林空間利用林 [※]	計		
人 工 林	3,574.53	9,440.60	13,015.13	21.04	79.49	100.53	9,384.84	22,500.50
天 然 林	4,782.80	3,620.21	8,403.01	2,881.39	396.09	3,277.48	1,847.61	13,528.10
その他林地	4.23	84.91	89.14		0.63	0.63	33.48	123.25
林地以外	220.06	309.89	529.95	9.55	14.30	23.85	356.66	910.46
計	8,581.62	13,455.61	22,037.23	2,911.98	490.51	3,402.49	11,622.59	37,062.31

（注）不要存置面積の 7.56ha を除く合計の面積である。

7. 認証対象森林の沿革・概要

(1) 地域の概要

ア 自然的背景

(ア) 計画区の位置及び面積

球磨川流域国有林の属する「球磨川森林計画区」は、熊本県の南部に位置し、八代市、人吉市、水俣市、葦北郡、球磨郡及び八代郡の 3 市 3 郡（7 町 5 村）からなり、南は鹿児島県、東は九州山地を境に宮崎県と接し、西は不知火海に面している。本計画区は、268,141ha で、熊本県の総面積 740,368ha の 36% を占めている。

本計画区の対象とする国有林は、3 市 3 郡（7 町 5 村）に所在しており、北東部に位置する国見岳及び市房山等の形成する九州中央山地西側の球磨川源流部から河口部に分布し、面積は 37,062ha である。

(イ) 地 勢

地形は、宮崎県境の国見岳、市房山、宮崎・鹿児島県境の白髪岳等を有する脊梁山地から八代平野まで、概ね東に高く西に低い山岳地形をなしており、起伏が大きく河川は全般的に流域面積が狭く、勾配も急である。

八代平野は、球磨川や氷川等の下流部に形成された沖積平野であり、その約 3 分の 2 が干拓によって造成され、農業及び工業の中心地となっている。

また、八代・葦北地域は、緑川断層及び日奈久断層によって、西の八代平野と東の山間地域に区分される。

球磨地域は、中央部に人吉盆地を有し、球磨川、川辺川等が V 字峡谷を形成し、平坦地に乏しいが、山頂部には端海野、平沢津等の高位平坦面が残されている。

(ウ) 地質及び土壌

南部の鹿児島県境から宮崎県境にかけて安山岩及び泥岩地帯が分布している。また、東部には市房山を中心とした花崗岩地帯がある。

人吉盆地中央部は、砂、礫、シルトの未固結堆積物が主な基岩となっている。銚子笠から南西方向に大阪間構造線の石灰岩層が縦走し、それを挟んで古生代の砂岩、泥岩、チャートの固結堆積物が分布している。

山間地域の大部分は堆積岩を基岩とする土壌であり、尾根筋には乾性褐色森林土、中腹以下には褐色森林土、沢筋には湿性褐色森林土が分布している。

また、球磨川兩岸の台地に見られる波状斜面には、黒ボク土壌が分布している。

(エ) 気 候

西部地域は全般的に温暖であり、年平均気温は平野部において16.8℃となっているが、東部山間地域は15.5℃とやや低い傾向にある。

なお、人吉盆地は夏と冬の寒暖の差が大きい内陸性気候である。

また、年間降水量は、平野部で約1,800mm、人吉盆地で約2,100mm、東部山間地域では約2,200mmに達している。

イ 社会経済的背景

(ア) 土地利用の現況

本計画区の森林面積は209,400haで、計画区総面積268,141haの78%であり、本計画の対象とする国有林面積は37,062haで森林面積の18%を占めている。

(イ) 人 口

人口は、約324千人であり、熊本県総人口1,870千人の17%に当たる。また、人口密度は、県平均の253人/km²対し、121人/km²となっている。

(ウ) 交 通

交通路の状況としては、幹線として平野部を南北にJR鹿児島本線、国道3号が縦貫し、また、九州自動車道が八代市、人吉市を経てえびの市方向へ延びている。

幹線から分岐してJR肥薩線、国道219号、268号、388号、445号等が山間地域へ延び、これらの道路と縦横に連絡する県道、市町村道の整備が進められている。

(エ) 産業の概要

平成10年度の産業別生産額は、総額で9,502億円、その内訳は第1次産業が494億円で5%、第2次産業が2,841億円で30%、第3次産業が6,167億円で65%となっている。

第1次産業の内訳は、農業が402億円、林業が77億円、水産業が15億円となっている。

(2) 国有林の沿革

国有林の成立は、明治12年に内務省山林局を設置したことに始まるが、同21年に「熊本大林区署」が設置され、熊本県下の国有林については、同署の管轄となった。また大正13年には、九州の全国有林を管轄する「熊本営林局」が設置されるとともに、42（昭和4年5月に3営林署が設置され45営林署となる。）の営林署が設置された。

戦後は、昭和22年に林政統一がなされ国有林野事業特別会計が発足し、同25年には営林局署の組織改正が行われ、「熊本営林局」管内45営林署のうち、球磨川流域には、「八代」、「水俣」、「人吉」、「多良木」の4営林署が置かれた。

平成3年の森林法改正により、国有林・民有林共通の流域を単位とした森林計画区が設定され、球磨川地域には「球磨川森林計画区」が設定された。同森林計画区内の国有林については、森林法に基づく「全国森林計画」に即した「球磨川国有林の地域別の森林計画」、並びに、「国有林野の管理経営に関する法律」等に基づき、全国レベルで国有林野の管理経営に関する事項を定める「管理経営基本計画」と流域レベルの計画である「地域管理経営計画」、個々の森林の取り扱いを定める「国有林野施業実施計画」に即して管理経営が行われている。なお、その後の国有林

の組織改革により、平成 11 年に「熊本営林局」は「九州森林管理局」と改称され、平成 15 年以降、「球磨川森林計画区」の国有林は前述の 4 署を統合した「熊本南部森林管理署」が管理を行っている。

(3) 国有林の現況

対象の森林は、球磨川森林計画区を管轄区域とする国有林野 37,062ha であり、熊本県の南部に位置し、八代市、人吉市、水俣市、八代郡、葦北郡及び球磨郡の 3 市 7 町 5 村に所在しており、球磨川の最源流部は、モミ、ツガ、ブナ等の針広混交の天然林で九州中央山地国定公園等に指定されているとともに、九州中央山地森林生物遺伝資源保存林が設定されており、自然環境の保全・形成、学術研究等に重要な役割を果たしている。

また、水源かん養保安林を主体とした保安林がほとんどであり、下流部の八代市、人吉市、水俣市等の水がめとして重要な役割を担っている。更に、従来よりスギ、ヒノキの人工造林が盛んで、豊かな森林資源を利用した木材加工業が高度に発達し、地域の重要な産業となっている。

本計画の対象とする国有林の森林面積は、37,062ha で、九州森林管理局管内面積の約 7% を占めている。また、国有林の森林蓄積は、7,486 千 m³ で、九州森林管理局管内総蓄積の 7% を占めている。国有林の人工林面積は、22,501ha で、人工林率が 62% となっている。森林のうち公益林が 25,440ha で 69% となっている。

本計画区内における各地区別国有林の現況は、以下のとおりである。

ア 氷川地区

氷川地区は、八代市東陽町及び泉町に所在し、八代市と球磨郡の境をなす国見岳（1,030m）と六本杉山（1,148m）を含む稜線沿いの北側斜面を中心とする標高 500～1,150m にある地区及び氷川流域を形成する大行寺山（957m）、白山（1,072m）、矢山岳（869m）等の山頂付近の地区である。

大半が、スギ、ヒノキを主体とする人工林であるが、溪流沿いは広葉樹天然林もあり全域が水源かん養保安林の指定を受け、水源かん養機能の発揮が期待されている。

また、釈迦院に至る道路沿線は釈迦院スギの植物群落保護林に指定されているとともに、矢山岳周辺については自然景観の維持等が期待されている。

イ 坂本地区

坂本地区は、八代市坂本町の東部から南部の稜線沿いの標高 530～1,050m までの細く連なる地区であり、球磨川中流を取り囲むように位置している。

全域が水源かん養保安林の指定を受け、山地災害防止機能や水源かん養機能を発揮することが期待されている

ウ 八代地区

八代地区は、八代平野の東部と南部に位置する八代市、八代市宮原町、葦北郡芦北町に点在する里山地区で、標高は 30～570m であり、スギ、ヒノキの人工林が多く、天然林はシイ、カシ等の常緑広葉樹が主体である。八代市街地の展望が良く、史跡が存する地区、住宅や農耕地に隣接する地区があり、土砂流出防備保安林及び水源かん養保安林に指定され、山地災害防止機能や水源かん養機能を発揮することが期待されている。

エ 五家荘地区

五家荘地区は、球磨川の最上流部の八代市泉町五家荘地区に位置し、国見岳（1,739m）を中心とする九州中央山地の西側斜面を占める地区である。標高は最低でも700mあり、大部分は1,200m以上である。

モミ、ツガ等の針葉樹やブナ、ミズメ、シオジ等の落葉広葉樹が混生している天然林が多く、九州中央山地森林生物遺伝資源保存林として設定され、また、九州中央山地国定公園の要所として自然景観の維持、自然環境の保全・形成を図ることが期待されている。

更に、その周辺部は、全域が水源かん養保安林に指定され、山地災害防止機能や水源かん養機能を発揮することが期待されている。

オ 水俣地区

水俣地区は、水俣市、葦北郡芦北町、津奈木町に位置し、大関山（902m）を主峰とする地区であり、火山性の緩傾斜地が多く、スギ、ヒノキの人工林率が80%を越え、林道密度も高い。

大半が重要な水源地になっており、また、一部は急傾斜地であり、山地災害防止機能や水源かん養機能を発揮することが期待されている。

また、八代海に面した西ノ浦地区は、クス、シイ類を主体とする常緑広葉樹林で、芦北海岸県立自然公園に指定されており、保健文化機能の発揮が期待されている。

カ 人吉南部地区

人吉南部地区は、宮ノ尾山（877m）から矢岳山（739m）、大平山（1,101m）、宮崎県及び鹿児島県境に至る山岳地帯の北側斜面を占める地区であり、スギ、ヒノキの人工林が多い。

人工林の生育は良好で、木材等生産機能を発揮することが期待されている。

また、球磨川支流及び川内川支流の最上流部で水源林としての期待が高い地区や急傾斜地等は、山地災害防止機能や水源かん養機能を発揮することが期待されている。

更に、国道221号沿線の一部区域は、自然景観の維持機能の発揮が期待されている。

キ 人吉北部地区

人吉北部地区は、白岩山（1,001m）、仰烏帽子山（1,302m）、三ツ尾山（650m）に至る人吉市の北部に位置する地区であり、下流域の水源地として水源かん養保安林の指定を受けている区域や下流部に市街地が存在する区域は、山地災害防止機能や水源かん養機能を発揮することが期待されている。

ク 多良木地区

多良木地区は、陀来水岳（1,204m）、牧良山（990m）、白髪岳（1,417m）、花立山（1,106m）が東西にあり、主に北斜面の地区である。

白髪岳周辺の山頂一帯は、自然環境保全地域特別地区、鳥獣保護区特別保護地区に指定され、また、植物群落保護林に設定されており、モミ、ツガ、ブナ等の天然林が主体で優れた自然景観を有している区域は、自然環境の保全・形成及び保健文化機能の発揮が期待されている。

ケ 水上地区

水上地区は、市房山（1,721m）、銚子笠（1,489m）、山犬切（1,562m）が連なり九州中央山地国定公園を含む地区であり、モミ、ツガ、ブナ、ミズメ等の温帯林が主体である。

市房山には登山者が多く保健文化的利用が期待され、一方、山犬切は球磨川の源流で自然環境の保全・形成を図ることが期待されている。

中腹から下流にかけてはスギ、ヒノキ人工林となっている。

コ 五木地区

五木地区は、球磨川と川辺川の上流部にあり、標高 800～1,100mに位置する分散した地区である。スギ、ヒノキ人工林が主体で、大半が水源かん養保安林に指定されており急傾斜地も多く、山地災害防止機能や水源かん養機能を発揮することが期待されている。

また、一部の比較的緩傾斜地のスギ、ヒノキ人工林については、生育も良好で木材等生産機能の発揮が期待されている。

(4) 保護林等の状況（平成18年4月1日現在）

【 森林生物遺伝資源保存林 】

名 称	森林管理署名	面積(ha)	位置(林小班)	設 定 事 由	備 考
九州中央山地 (設定年:H6)	熊 本	1,809.90	1101り外	当地域は、優れた景観を呈しその維持及び 学術研究のため、従来より風致保護林、学 術参考保護林として森林の保護に努めてき たが、当地域には太平洋ブナ林がある程度 まとまりをもって分布するとともに、一部 に湿性タイプのブナ林が見られ、また、希 少な野生生物が生息・生育している等の優 良で特異な自然が残っている。 このことから、これらの生物遺伝資源を自 然生態系内に広範に保存するため区域を拡 張して設定した。	国見岳風
	熊本南部	2,234.94			致
	宮崎北部	1,993.52			五家荘風
	合 計	6,038.36			致
	(対象森林内)	2,234.9			御池学参
		4			水上風致

※ 備考欄の名称は、「学参」は「学術参考保護林」、「風致」は「風致保護林」とよばれた旧保護林制度の名称で、新保護林制度を再編拡充する中で取り込んだものである。また、新保護林制度の「林木」、「群落」及びレクリエーションの森制度の「自然休養林」は、生物遺伝資源保存林設定の中で取り込んだものである。

【 林木遺伝資源保存林 】

名 称	面積(ha)	位置(林小班)	設 定 事 由	備 考
久 木 野	26.71	1420ろ	アカガシ、ウラジロガシ、ツブラジイ、イチイガシ、タブノ キの遺伝資源の保存	
大 河 平	8.49	30い	暖帯性上位と下位以降植生の代表的林分で、モミ、ウラジ ロガシ、ミズメ、タブノキ、イスノキ等の遺伝資源の保存	大河内学 参
市 房	31.20	2029と	ツガ、ヒメコマツ、サワグルミ、ケヤキ等の遺伝資源の保 存	
合計(3箇所)	66.40			

【 植物群落保護林 】

名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)	設 定 事 由	備 考
釈迦院	8.61	1001に、ほ外 1002ろ、に外	釈迦院スギの保存と植物学的考証及び釈迦院寺周辺の風致維持	釈迦院風致
市 房	55.80	2029か 2030ろ	市房山山頂周辺の原生林の保護と植物学的考証及び市房山の中核となる地域の風致維持	市房風致
白髪岳	379.16	2001ほ3、外	モミ、ツガ、その他広葉樹の高齢天然林の保存と植物学的考証	白髪岳風致
崩川内	135.90	2035い、ろ	モミ、ツガ、その他広葉樹の保存と植物学的考証	
合計 (4箇所)	579.47			

【 レクリエーションの森 】

種類	名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)	設 定 事 由	備 考
森林スポーツ林	西之浦	48.68	1402	水俣市に近く、クス、ヤブツバキ、シイ類を主体とする広葉樹天然林で不知火海に面し四季折々の自然美が特色である。	
自然観察教育林	鏡 山	5.13	1461い、ろ	人工林化が進んだ当地域に、老齢天然林は希少であり、かつ、標高600mの地にモミの植生が出現している。	
風致探勝林	市房山	45.07	2029ほ、へ、 と1、ち、ら	市房山からの展望、天然記念物ツクシシャクナゲの群落等の眺望及び四季の景観に恵まれており散策等の利用がなされている。	
風景林	市房山	344.75	2028よ 2029り外 2030い	市房山からの展望、天然記念物ツクシシャクナゲの群落及び四季の景観に恵まれている。	
合計 (4箇所)					

8. 認証対象森林の経営方針

認証対象森林は、球磨川森林計画区を管轄区域とする国有林野 37,062ha であり、熊本県の南部に位置し、八代市、人吉市、水俣市、八代郡、葦北郡及び球磨郡の 3 市 7 町 5 村に所在しており、球磨川の源流部から河口部までの区域である。

本計画区の最源流部は、モミ、ツガ、ブナ等の針広混交の天然林で、九州中央山地国定公園等に指定されているとともに、九州中央山地森林生物遺伝資源保存林が設定されており、自然環境の保全・形成、学術研究等に重要な役割を果たしている。また、水源かん養保安林を主体とした保安林がほとんどであり、下流部の八代市、人吉市、水俣市等の水がめとして重要な役割を担っている。更に、従来よりスギ、ヒノキの人工造林が盛んで、豊かな森林資源を利用した木材加工業が高度に発達し、地域の重要な産業となっている。

このため、本計画区では、このような地域に存在する国有林野の持つ水源かん養機能や保健文化機能等の公益的機能を積極的に高めていくことを第一とし併せて、優良材の生産をはじめ各種林産物の生産機能が適切に発揮されるよう管理経営を行う。

具体的には、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合性を図りつつ、本計画区の国有林野を山地災害防止や水源かん養を目的とする「水土保持林」、豊かな生態系の維持・保存や森林レクリエーション利用を目的とする「森林と人との共生林」及び木材を安定的かつ効率的に供給する「資源の循環利用林」の 3 つの機能類型に区分し、それぞれの目的に応じて管理経営を行う。

本計画区内における各地区別国有林の取扱は、以下のとおりである。

(1) 氷川地区

氷川地区は、大半が、スギ、ヒノキを主体とする人工林であるが、溪流沿いは広葉樹天然林もあり全域が水腹かん養保安林の指定を受け、水源かん養機能の発揮が期待されていることから「水土保持林」に区分して管理経営を行う。

また、釈迦院に至る道路沿線は釈迦院スギの植物群落保護林に指定されているとともに、矢山岳周辺については自然景観の維持等が期待されていることから「森林と人との共生林」に区分して管理経営を行う。

(2) 坂本地区

坂本地区は、全域が水源かん養保安林の指定を受け、山地災害防止機能や水源かん養機能を発揮することが期待されていることから「水土保持林」に区分して管理経営を行う。

(3) 八代地区

八代地区は、八代市街地の展望が良く、史跡が存する地区、住宅や農耕地に隣接する地区があり、土砂流出防備保安林及び水源かん養保安林に指定され、山地災害防止機能や水源かん養機能を発揮することが期待されていることから「水土保持林」に区分して管理経営を行う。

更に、スギ、ヒノキ人工林が主体の地区については、木材等生産機能の発揮が期待されていることから、「資源の循環利用林」に区分して管理経営を行う。

(4) 五家荘地区

五家荘地区は、モミ、ツガ等の針葉樹や、ブナ、ミズメ、シオジ等の落葉広葉樹が混生している天然林が多く、九州中央山地森林生物遺伝資源保存林として保護されているほか、九州中央山

地国定公園の要所として自然景観の維持、自然環境の保全・形成を図ることが期待されていることから「森林と人との共生林」に区分して管理経営を行う。

更に、その周辺部は、全域が水源かん養保安林に指定され、山地災害防止機能や水源かん養機能を発揮することが期待されていることから「水土保持林」に区分して管理経営を行う。

(5) 水俣地区

水俣地区は、大半が重要な水源地になっており、また、一部は急傾斜地であり、山地災害防止機能や水源かん養機能を発揮することが期待されていることから「水土保持林」に区分して管理経営を行う。

また、八代海に面した西ノ浦地区は、クス、シイ類を主体とする常緑広葉樹林で、芦北海岸県立自然公園に指定されており、保健文化機能の発揮が期待されていることから「森林と人との共生林」に区分して管理経営を行う。

更に、スギ、ヒノキ人工林が主体の一部の地区については、木材等生産機能の発揮が期待されていることから「資源の循環利用林」に区分して管理経営を行う。

(6) 人吉南部地区

人吉南部地区は、人工林の生育は良好で、木材等生産機能を発揮することが期待されていることから「資源の循環利用林」に区分して管理経営を行う。

また、球磨川支流及び川内川支流の最上流部で水源林としての期待が高い地区や急傾斜地等は、山地災害防止機能や水源かん養機能を発揮することが期待されていることから「水土保持林」に区分して管理経営を行う。

更に、国道 221 号沿線の一部区域は、自然景観の維持機能の発揮が期待されていることから「森林と人との共生林」に区分し、熊本南部森林管理署の地域発案システムによる「千年の森林」を設定して管理経営を行う。

(7) 人吉北部地区

人吉北部地区は、下流域の水源地として水源かん養保安林の指定を受けている区域や下流部に市街地が存在する区域は、山地災害防止機能や水源かん養機能を発揮することが期待されていることから「水土保持林」に区分して管理経営を行う。

また、一部の比較的緩傾斜地で人工林の生育が良好な地域は、木材等生産機能の発揮が期待されていることから「資源の循環利用林」に区分して管理経営を行う。

(8) 多良木地区

多良木地区は、白髪岳周辺の山頂一帯は、自然環境保全地域特別地区、鳥獣保護区特別保護地区に指定され、また、植物群落保護林に設定されており、モミ、ツガ、ブナ等の天然林が主体で優れた自然景観を有している区域は、自然環境の保全・形成及び保健文化機能の発揮期待されていることから「森林と人との共生林」に区分して管理経営を行う。

また、牧良山及び花立山周辺は、下流部に住宅、農耕地等が存在し、山地災害防止機能の発揮が期待されていることから「水土保持林」に区分して管理経営を行う。

更に、一部の比較的緩傾斜地で人工林の生育が良好な地域は、木材等生産機能の発揮が期待されていることから「資源の循環利用林」に区分して管理経営を行う。

(9) 水上地区

水上地区は、市房山には登山者が多く保健文化的利用が期待され、一方、山犬切は球磨川の源流で自然環境の保全・形成を図ることが期待されていることから「森林と人との共生林」に区分して管理経営を行う。

また、急傾斜地等については、地形、地質の条件から山地災害防止機能や水源かん養機能を発揮することが期待されていることから「水土保持林」に区分して管理経営を行う。

更に、中腹から下流にかけてのスギ、ヒノキ人工林は、木材等生産機能の発揮が期待されていることから「資源の循環利用林」に区分して管理経営を行う。

(10) 五木地区

五木地区は、スギ、ヒノキ人工林が主体で、大半が水源かん養保安林に指定されており急傾斜地も多く、山地災害防止機能や水源かん養機能を発揮することが期待されていることから「水土保持林」に区分して管理経営を行う。

また、一部の比較的緩傾斜地のスギ、ヒノキ人工林については、生育も良好で木材等生産機能の発揮が期待されていることから「資源の循環利用林」に区分して管理経営を行う。

9. 認証対象森林の環境方針

認証対象森林の環境方針については、「管理経営の指針」（地域管理経営計画書別冊「管理経営の指針」：九州森林管理局）における基本的な考え方2及び3（抜粋：下記の点線枠）とそれに基づく具体的な取扱によるほか、次の機能類型に応じた管理経営に関する事項に留意して、個々の林分の地況、林況等の立地条件に応じて適切に実施することとしている。

2 国有林野の管理経営については、林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものへと転換することとし、主たる管理経営の目的とこれに応じた森林施業上の類似性、管理経営の効率性等の観点から個々の国有林野を水土保持、森林と人との共生、資源の循環利用の3つに区分して、それぞれの森林の機能の発揮に資する森林施業を実施する。

3 管理経営の実施に当たっては、重点的に発揮させるべき機能以外の併存する他の機能に十分配慮することとし、伐採年齢の長期化、林齢や樹種の違う高さの異なる複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業を行うなど、必要に応じて併存する公益的機能の発揮に必要な措置を併せて講じるものとする。また、自然再生、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収・固定源としての機能の発揮、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全等の観点に留意する。

【機能類型に応じた管理経営に関する事項】

ア 水土保持林に関する事項

水土保持林については、国土保全タイプと水源かん養タイプの2つに区分して取扱う。

(ア) 国土保全タイプ

国土保全タイプは、

(ア) 土砂の流出・崩壊、落石等山地災害による人命、施設の被害の防備

(イ) 風害、飛砂等の気象害による環境の悪化防止

といったそれぞれの保全の目的に応じ、保全対象と当該森林の位置的關係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行う。

(イ) 水源かん養タイプ

水源かん養タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等水源かん養のために広葉樹が混交するよう天然稚幼樹の育成に努め、また、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林を目標として管理経営を行う。

イ 森林と人との共生林に関する事項

森林と人との共生林は、自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに区分して取扱う。

(ア) 自然維持タイプ

自然維持タイプは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮させるべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、野生生物の生息・生育環境の保全等に配慮した管理経営を行う。

なお、自然維持タイプの森林のうち、原生的な森林生態系からなる森林や貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等を保護林として保存する。

(イ) 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動の場や優れた景観の提供及び都市又はその周辺の風致の維持に係る機能を重点的に発揮させるべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行う。

ウ 資源の循環利用林に関する事項

資源の循環利用林は、公益的機能の維持増進に配慮しつつ、特に、木材等生産機能を増進させる必要のある森林であり、生産目標等に応じた形質の良好な木材を安定的かつ効率的に生産することを目的として管理経営を行う。

近年、スギ、ヒノキを中心に積極的に人工造林が行われてきた結果、人工林率は高く、資源内容は徐々に成熟期を迎えているものの、人工林の主体は40年生未満の若齢林分である。このため、適切な保育、間伐を実施し、活力ある森林として積極的に整備していく。

また、スギ、ヒノキ人工林については、公益的機能の確保、齢級構成の平準化及び価値成長の増大による採算性の確保等を図る観点から、地域の木材需要の動向、林業事業者の育成整備に配慮しつつ、主伐指定をできる限り間伐指定に振り替え、逐次伐期の延長を図っていく。

10. 技術指針・マニュアル類

対象森林における森林施業は、九州森林管理局「地域管理経営計画書別冊—管理経営の指針」技術指針とするとともに、各施業毎のマニュアルに基づき実行されている。

(別紙：各種マニュアルリスト)

11. 施業履歴

(ア) 年間伐採量

・主伐（伐採方法別）の面積、数量：

区分 年度	皆 伐		択 伐		計	
	面積 (ha)	数量 (m3)	面積 (ha)	数量 (m3)	面積 (ha)	数量 (m3)
平成13年度	37	9,468	—	—	37	9,468
平成14年度	37	9,957	—	—	37	9,957
平成15年度	64	16,234	—	—	64	16,234
平成16年度	32	7,938	—	—	32	7,938
平成17年度	39	8,077	—	—	39	8,077
計	209	51,674	—	—	209	51,674

・間伐の面積、数量：

区分 年度	利用間伐		保育間伐		計	
	面積 (ha)	数量 (m3)	面積 (ha)	数量 (m3)	面積 (ha)	数量 (m3)
平成13年度	434	33,223	516	24,491	950	57,714
平成14年度	467	45,003	249	11,128	716	56,131
平成15年度	344	32,130	576	21,505	920	53,635
平成16年度	357	39,945	309	13,929	666	53,874
平成17年度	484	47,757	156	6,163	640	53,920
計	2,086	198,058	1,806	77,216	3,892	275,274

(イ) 年間更新・保育面積

・更新方法別面積：

(単位：ha)

年 度	新植面積	改植面積	天下1類	天下2類	ぼうが	計	備考
平成13年度	9	—		14	()	() 23	
平成14年度	23	—		41	(10) 10	(10) 64	
平成15年度	14	3		9	(5) 5	(5) 26	
平成16年度	29	10		2	(6) 6	(6) 41	
平成17年度	18	4	1	22	(7) 7	(7) 45	
計	93	17	1	88	(28) 28	(28) 199	

(注) () は分収造林の面積で内書き

・下刈り、除伐面積：

年 度	下刈面積 (ha)	除伐面積 (ha)	計 (ha)	備 考
平成13年度	379	252	631	除伐2類を含む
平成14年度	300	227	527	
平成15年度	190	136	326	
平成16年度	175	236	411	
平成17年度	115	246	361	
計	1,159	1,097	2,256	

(ウ) 路網開設の実績

年 度	林道(km)	その他(km)	計(km)	備 考
平成13年度	11.0	10.2	21.2	その他は作業道等
平成14年度	8.3	21.8	30.1	
平成15年度	5.0	41.1	46.1	
平成16年度	3.4	16.1	19.5	
平成17年度	12.8	25.0	37.8	
計	40.5	114.2	154.7	

12. 森林被害の記録と対処 (病虫害・獣害・森林火災・気象害)

区分 \ 年度	年度					計	対 処
	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7		
松くい虫被害	0	0	0	0	0	0	
その他病虫害	0	0	0	0	0	0	
獣害 (シカ害)	1 5	4 8	1 2	2 9	6	1 1 0	シカネットによる造林地等の保護
森林火災	0	0	0	0	0	0	
気象害	0	0	0	4	7	1 1	
その他被害	0	0	0	0	0	0	
計	1 5	4 8	1 2	3 3	1 3	1 2 1	

13. 認証対象森林に生息・生育する動植物の記録及び希少野生動植物の保護

保護林など重要な構成要素については、「九州中央山地森林生物遺伝資源保存林実態調査報告書」、「保護林台帳」等に、動植物が記録されている。また、希少野生動植物種であるゴイシツバメシジミなど重要種については、「九州中央山地稀少野生 動植物種保護管理対策調査報告」等によって、保護管理の技術指針が定められ、下記の保護管理対策が実行されている。

<ゴイシツバメシジミ、シシンランについて>

○ ゴイシツバメシジミ及びシシンラン保護管理事業の取り組み状況

- ・ 本種の保護には、食草及び産卵に利用するシシンランの採取防止を図る必要があることから、年間を通じた巡視を実施することとし、特にこれらの開花期と繁殖期である6月～8月には特に重点的に実施している。

このことにより、ゴイシツバメシジミの違法採集及びシシンランの盗採防止に効果が大きい。

巡視に当たっては、ゴイシツバメシジミの生態観察のほか、シシンランの着生状況等も観察している。

- ・ 保護管理対策調査の実施により、期待する森林等の保護管理手法について、食草の生育環境の把握及びその保護に適した森林整備の手法の検討、究明に取り組んでいる。
- ・ 保護林周辺を含めた、生息に必要な広葉樹林の育成等の生息環境拡大のための森林施業の手法の検討、究明に取り組んでいる。
- ・ シシンランの台風被害（落下等）については、育成小屋を作設して育成に当たっており、数年以内に立木への移植に取り組む予定である。
- ・ シカによる地表植生の食害の対応策として、シカ被害防止ネットを設置している。
- ・ 観察会等のイベント実施及び表示板等の設置による啓発を行い、効果が得られている。

○ 生息地等環境管理

種別 \ 年度	13	14	15	16	17	備考
シシンラン種子採取育苗	—	—	—	○	—	
シシンラン育成	—	—	—	—	○	
保護監視舎作設	○	○	—	—	—	

○ 保護管理対策調査

年度	調査項目
13	該当なし
14	ゴイシツバメシジミの発生状況調査、シシンランの生育状況調査、シシンランの保護増殖事業
15	ゴイシツバメシジミの発生状況調査、シシンランの生育状況調査、シシンランの保護増殖事業
16	ゴイシツバメシジミの生息状況調査、シシンランの生育状況調査、保護管理事業に向けた対策の検討
17	ゴイシツバメシジミ生息状況等調査、シシンランの生育状況調査

14. 森林環境教育への取組状況

森林環境教育への取組は、非常に熱心に行われており、熊本南部森林管理署では「森林ふれあい係」を設け、地元専門家の協力を得ながら、「人吉・球磨自然観察会」や「森林教室」などの独自のプログラムを設けてほぼ毎月実施されている。

また、森林教育の紙芝居教材「森林からのおくりもの」（旧人吉営林署制作）による地元小学校などでの森林教育にも、職員が出向いて取り組んでいる。

15. 地域への貢献

地域振興への寄与は、国有林野事業の重要な使命の一つとして、管理経営計画等の策定にあたって、地元有識者による懇談会、広告縦覧等により、地元意見の反映に努めているほか、所在する市町村の有志による協議会も定期的開催されている。

また、流域管理システムや新生産システムなどの地域林業活性化に関する協議会等に積極的に参加しているほか、地元の高校や専門家と協力して希少動植物の保護対策や環境教育イベント等を取り組むなど、地域住民と一体となった取組を進めてきている。

なお、今回の球磨川流域での SGEC 森林認証への取組は、地元熊本県との連携を取りながら、地域林業の活性化と、持続可能な森林経営の普及及び定着に向けた取組を推進するものである。

16. モニタリングと情報公開

対象森林では、「森林資源モニタリング調査」等が行われているとともに、日常的には、森林官が作業完了時や巡視の際に「森林調査簿携行版」をチェックリストとして、森林の概況・変化等を記録している。これらの結果は、次期管理経営計画に反映されるとともに、管理経営状況は九州森林管理局のホームページ等によって公表されている。

また、希少野生動植物種保護のための巡視も下記のように行われている。

○＜ゴイシツバメシジミ、シシンランについて＞ 巡視

年度	区域(林班)	対象面積(ha)	委託巡視(人)	巡視内容
13	2029内	96.32	64	市房山林木遺伝資源保存林近隣の風景林及び探勝林とその周辺区域について巡視し、生息状況及び食草シシンランの状況等を観察し、その結果を巡視報告書にまとめ、所轄森林官を經由して森林管理署長に報告。案内板等制札の清掃・保全を実施。
14	〃	96.32	65	市房山林木遺伝資源保存林近隣の風景林及び探勝林とその周通区域について巡視し、生息状況及び食草シシンランの状況等を観察し、その結果を巡視報告書にまとめ、所轄森林官を經由して森林管理署長に報告。案内板等制札の清掃・保全を実施。
15	〃	96.32	69	市房山林木遺伝資源保存林近隣の風景林及び探勝林とその周辺区域について巡視し、生息状況及び食草シシンランの状況等を観察し、その結果を巡視報告書にまとめ、所轄森林官を經由して森林管理署長に報告。巡視に伴い、案内板等の清掃・保全等を実施。

16	〃	96.32	62	市房山林木遺伝資源保存林近隣の風景林及び探勝林とその周辺区域について巡視し、生息状況及び食草シシランの状況等を観察し、その結果を巡視報告書にまとめ、所轄森林官を經由して森林管理署長に報告。巡視に伴い、案内板等の清掃・保全等を実施。
17	〃	96.32	66	市房山林木遺伝資源保存林近隣の風景林及び探勝林とその周辺区域について巡視し、生息状況及び食草シシランの状況等を観察し、その結果を巡視報告書にまとめ、所轄森林官を經由して森林管理署長に報告。シシラン育成小屋においてプランタで育成中のシシランへの灌水を実施。巡視に伴い、案内板等の清掃・保全等を実施。

17. 入会林野(共用林野)等

【薪炭共用林野】

- ① 位 置 : 熊本県人吉市矢岳町出水大川内筋国有林 43 ね外 15 林小班
- ② 面 積 : 54.84 ha
- ③ 共 用 者 : 25 名
- ④ 当初設定年 : 昭和6年
- ⑤ 地 況 : 43 林班は北西、45 林班は北東に面し、傾斜は中～急
- ⑥ 林 況 : 2～77 年生の、カシ、その他広葉樹
- ⑦ 概 要

薪炭共用林野が所在する矢岳町は、国有林に囲まれた集落で、薪炭材の入手が民有林では少なく、従来から国有林に薪炭材の供給を求め、当該国有林を昭和6年委託林設定以来、継続して薪炭共用林野として設定している。

薪炭共用林野の共用者は、国有林所在地の町内在住者で国有林経営に対しても協力的であり、薪炭林共用林野の保護義務履行の状況は現在でも良好に行われている。

使用用途は、主に暖房用薪炭材である。

- ⑧ 出典資料名 : 共用林野台帳

《各種マニュアルリスト》

- ・地域管理経営計画書別冊「管理経営の指針」（九州森林管理局）
- ・森林の機能別調査実施要領（林野庁）
- ・保護林設定要領（林野庁）
- ・森林生物遺伝資源保存林設定要領（林野庁）
- ・レクリエーションの森選定調査実施要領（林野庁）
- ・森林資源モニタリング調査実施要領（林野庁）
- ・鳥獣保護区内の森林施業について（林野庁）
- ・「猛禽類保護の進め方」（環境省）
- ・林道規程（林野庁）
- ・機能類型に応じた管理経営（九州森林管理局）
- ・新たな森林づくりのために－管理経営の指針－（九州森林管理局）
- ・造林業務の手引き（九州森林管理局）
- ・間伐要領（九州森林管理局）
- ・森林調査の手引き（九州森林管理局）
- ・森林施業の手引き（九州森林管理局）
- ・広葉樹人工造林の手引き（九州森林管理局）
- ・南九州における広葉樹林の森林施業について（九州森林管理局）
- ・研修教材「造林・保護」（林野弘済会）
- ・研修教材「製品生産事業・林業機械」（林野弘済会）
- ・国有林における低コスト路網整備マニュアル（林野庁）
- ・壊れにくい低コスト路網の作り方（九州森林管理局）
- ・収穫業務提要（九州森林管理局）
- ・林産物売買契約約款（林野庁）
- ・事務所等廃止後における労働安全の確保について（九州森林管理局）
- ・第7次労働災害防止対策要綱（H15～19年度：九州森林管理局）
- ・九州森林管理局防災業務計画（九州森林管理局）
- ・熊本南部森林管理署防災業務計画（熊本南部森林管理署）
- ・平成18年度安全衛生管理実行方針書（九州森林管理局）
- ・平成18年度安全衛生管理実行方針書（熊本南部森林管理署）

II. 審査経過

九州森林管理局球磨川森林計画区内国有林の審査経過

九州森林管理局球磨川森林計画区内国有林の審査は、(社)全国林業改良普及協会の高澤修、児島裕、野田昭一、小邦徹の4名が担当した。

【審査申込】

平成18年11月10日／審査申込

(内 容)

1. 『緑の循環認証会議』SGEC 森林認証の考え方
2. 基準・指標・ガイドラインの説明
3. 審査手順及び毎年 of 管理審査の説明
4. 審査申込書の受付
5. 資料提出の説明

【企画審査】 平成18年11月10日～12月20日

審査申込書及び提出資料を確認の上、対象森林の自然条件、地域的特性、施業状況、社会環境を把握するため、現地での企画審査を行い、審査要件を設定する。

12月4～8日／「企画審査」での現地確認実施

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会専務理事 高澤 修
(社)全国林業改良普及協会認証審査センター 児島 裕

(場 所)

九州森林管理局
熊本南部森林管理署
球磨川森林計画区内国有林 人吉南部地区
水上地区
多良木地区
水俣地区
八代地区

(出席者)

九州森林管理局計画課長	飯田喜章
九州森林管理局計画課自然遺産保全調整官	甲斐博文
九州森林管理局計画課部付	渡邊 豊
熊本南部森林管理署長	工藤 篤
熊本南部森林管理署業務第一課長	郷原寛美
熊本南部森林管理署水上森林事務所	平生森林官
熊本南部森林管理署多良木森林事務所	下内森林官
熊本南部森林管理署水俣森林事務所	牧野森林官
熊本南部森林管理署芦北森林事務所	橋本森林官
熊本南部森林管理署八代森林事務所	秋田森林官

(関係者聞き取り)

水俣自然学校
合資会社 又江原林業
株式会社泉林業
熊本県球磨地域振興局森林保全課鳥獣保護係
水上村役場経済課

(主な確認内容)

1. 「企画審査」のための現地確認。
2. 球磨川流域の森林の概況・林業・林産業の状況について聞き取り、関連資料の確認。
3. 森林計画・調査簿・施業履歴等の書類・資料の確認。
4. 労働安全教育の実施状況の確認
5. 請負等作業員の社会保障・労働安全管理体制の確保について
6. 作業員等への生物多様性に関する教育の実施状況について聞き取り
7. 希少野生動植物の保護地等・保護状況について
8. 球磨郡の国定公園、県指定の環境保全地域、自然環境・文化財等について。
9. 管内の希少野生動植物の生息状況についての聞き取り
10. 森林環境教育・レクリエーション活動の実施状況について聞き取り、関連資料の確認。
11. 国有林の森林管理、林業生産活動について
12. 国有林の地元貢献について

【審査要件の設定】 平成 18 年 12 月 20 日

(内 容)

「企画審査」での現地確認の結果等を審査委員会に諮り、SGECの7つの基準・36の指標・67のガイドラインに基づき設定した「審査要件」から、別紙「審査判定表」の66項目を「審査要件」として決定し、申請者に「審査要件」を伝えた。

【確認審査】 平成18年12月21日～平成19年3月13日

決定した審査要件に基づいて、必要資料・書類等の調査・分析を行い、必要な事項を整理し、現地における確認を行った。

平成19年2月6日～2月9日／現地確認実施

(審査委員)

東京農業大学教授・農学博士 河原輝彦

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認容審査センター 児島 裕

(社)全国林業改良普及協会専門審査員 小邦 徹

(場 所)

熊本南部森林管理署

球磨川森林計画区内国有林 人吉南部地区

氷川地区

五木地区

五家荘地区

人吉北部地区

坂本地区

(出席者)

九州森林管理局計画課長 飯田喜章

九州森林管理局計画課自然遺産保全調整官 甲斐博文

熊本南部森林管理署長 工藤 篤

熊本南部森林管理署次長 立辺 記

熊本南部森林管理署流域管理調整官 薮 隆行

熊本南部森林管理署業務第一課長 郷原寛美

業務第二課長 桑原英隆

大塚森林事務所 森林官

柿迫森林事務所 藤井森林官

五木森林事務所 宮崎森林官

四浦森林事務所 黒田森林官

一勝地森林事務所 渡邊森林官

坂本森林事務所 松永森林官

(関係者聞き取り)

藤木産業

熊本県立南陵高校

(株)南栄

湯前町 町長

八代市泉支所長
地元自然保護関係者 等

(主な確認内容)

1. 「確認審査」での現地確認。
2. 対象森林に関する確認資料の内容について、質疑応答及び関連資料の確認。
3. 球磨川流域の自然環境及び希少野生動植物の状況について関係者から聞き取り。
4. 希少動植物種保護への国有林の取組状況について、協力している高校関係者より
5. 地域での森林環境教育の実施状況及び、取組への国有林の貢献について関係者より。
6. 労働安全関係研修等の実施状況について関係者から聞き取り
7. 委託等作業者の労働安全管理体制、社会保障等への加入状況、労働安全対策について
8. 林地の保全や環境配慮事項についての受託業者への指導状況について
9. 球磨郡におけるシカの被害状況と対策について
10. 国有林の森林管理と施業について
11. 国有林の地域へ貢献について
12. 新生産システムにおける国有林の役割について
13. SGEC 森林認証の取得についての国有林の取組について聞き取り。
14. 共用林野・分収造林契約等の関係者への聞き取り

【審査判定】 平成 19 年 3 月 13 日／審査委員会

(内 容)

「確認審査」の審査結果を審査委員会に諮り、審査判定を行い、審査報告書を作成して『緑の循環』認証会議に報告した。(判定内容については、判定事由書参照)

(審査委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根明臣
東京農業大学教授・農学博士	河原輝彦
木構造振興(株)専務取締役・農学博士	西村勝美
(社)林木育種協会理事長	真柴孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会	児島 裕
(社)全国林業改良普及協会	野田昭一

【確認資料一覧】

- ・ 国有林野の管理経営に関する基本計画（農林水産省）
- ・ 球磨川国有林の地域別森林計画書「球磨川森林計画区」
（平成 15～23 年度：九州森林管理局）
- ・ 同 変更計画 H15 年 12 月
- ・ 第 2 次地域管理経営計画書（九州森林管理局）
- ・ 第 2 次国有林野施業実施計画書「球磨川森林計画区」
（平成 15～19 年度：九州森林管理局）
- ・ 同 第 1 次変更計画 及び 第 2 次変更計画
- ・ 森林簿（九州森林管理局）
- ・ 森林調査簿（九州森林管理局）
- ・ 森林調査簿携行版（九州森林管理局）
- ・ 伐採造林計画簿（九州森林管理局）
- ・ 造林事業予定簿（九州森林管理局）
- ・ 収穫予定簿（九州森林管理局）
- ・ 林班沿革簿（九州森林管理局）
- ・ 造林地実態調査カード（九州森林管理局）
- ・ 林班管理システム（九州森林管理局）
- ・ 国有林森林位置図（1/50000）（九州森林管理局）
- ・ 国有林野施業実施計画図（1/20000）（九州森林管理局）
- ・ 森林計画図（基本図：1/5000）（九州森林管理局）
- ・ 森林機能配置図（九州森林管理局）
- ・ 地域管理経営計画書別冊「管理経営の指針」（九州森林管理局）
- ・ 国有林野関係通達集【経営編】（林野弘済会）
- ・ 森林の機能別調査実施要領（林野庁）
- ・ 保護林設定要領（林野庁）
- ・ 森林生物遺伝資源保存林設定要領（林野庁）
- ・ レクリエーションの森選定調査実施要領（林野庁）
- ・ 森林資源モニタリング調査実施要領（林野庁）
- ・ 鳥獣保護区内の森林施業について（林野庁）
- ・ 林道規程（林野庁）
- ・ 国有林における低コスト路網整備マニュアル（林野庁）
- ・ 壊れにくい低コスト路網のつくり方（九州森林管理局）
- ・ 猛禽類保護の進め方（環境省）
- ・ 機能類型に応じた管理経営（九州森林管理局）
- ・ 新たな森林づくりのために－管理経営の指針－（九州森林管理局）
- ・ 造林業務の手引き（九州森林管理局）
- ・ 間伐要領（九州森林管理局）
- ・ 森林調査の手引き（九州森林管理局）
- ・ 森林施業の手引き（九州森林管理局）
- ・ 広葉樹人工造林の手引き（九州森林管理局）

- ・南九州における広葉樹林の森林施業について（九州森林管理局）
- ・研修教材「造林・保護」（林野弘済会）
- ・研修教材「製品生産事業・林業機械」（林野弘済会）
- ・収穫業務提要（九州森林管理局）
- ・林産物売買契約約款（林野庁）
- ・九州中央山地森林生物遺伝資源保存林実態調査報告書（九州森林管理局）
- ・九州中央山地稀少野生動植物種保護管理対策調査報告（九州森林管理局）
- ・保護林台帳（九州森林管理局）
- ・事務所等廃止後における労働安全の確保について（九州森林管理局）
- ・第7次労働災害防止対策要綱（H15～19年度：九州森林管理局）
- ・平成18年度安全衛生管理実行方針書（九州森林管理局）
- ・平成18年度安全衛生管理実行方針書（熊本南部森林管理署）
- ・九州森林管理局防災業務計画（九州森林管理局）
- ・熊本南部森林管理署防災業務計画（熊本南部森林管理署）
- ・九州の国有林（九州森林管理局）
- ・あなたのまちなりの国有林（熊本南部森林管理署）
- ・熊本南部署の国有林のあらまし（熊本南部森林管理署）
- ・千年の森林づくり推進検討会設置要綱（熊本南部森林管理署）
- ・人吉・球磨自然観察会の開催について（熊本南部森林管理署）
- ・森林教室等各種イベント実施報告（熊本南部森林管理署）
- ・熊本県自然環境保全図（1/200000：熊本県）
- ・平成18年度熊本県鳥獣保護区等位置図（人吉・球磨地域：1/100000：熊本県）
- ・球磨川地域森林計画書及び変更計画書（平成15～24年度：熊本県）
- ・第9次鳥獣保護事業計画書（熊本県）
- ・第2期特定鳥獣保護管理計画（熊本県）
- ・「レッドリストくまもと2004」（熊本県）
- ・「水上村誌－自然編」（水上村教育委員会）
- ・国指定文化財等データベース（文化庁）

Ⅲ. 判定・判定事由

九州森林管理局球磨川森林計画区内国有林の審査における判定事由

「企画審査」での審査委員会により、SGECの定める7つの基準・36の指標・67のガイドラインのうち、「九州森林管理局球磨川森林計画区内国有林審査判定表」のとおり、66項目を「審査要件」として決定した。

「審査要件」に基づき「確認審査」を行い、審査判定について審査委員会に諮ったところ、九州森林管理局球磨川森林計画区内国有林は、認証に価すると判定された。

なお、審査委員会により、下記5項目について、「向上目標」が付記された。

【向上目標】

1. ガイドライン3-1-1について

水辺等の保護樹帯への配慮が適切に行われるよう努めること。

2. ガイドライン4-2-4について

球磨川流域におけるシカによる食害等が急増してきていることから、巡視等を徹底し、更新の確実に期すことが望まれる。

3. ガイドライン4-5-3について

若齢林分の除伐・保育間伐が適切に実行されるよう一層努めていくことが望まれる。

4. ガイドライン5-3-1について

認証対象森林に生息・生育する動植物の把握及び生物多様性の保全等に関する知識の習得にさらに努めるとともに、研修等による教育指導を徹底し、現場森林官、受託者の林業従事者等の知識及び技術の共有化をさらに進めることが望まれる。

5. ガイドライン6-5-1について

球磨川流域国有林からの認証林産物の区分けが明確化されるよう、素材生産現場を含め徹底すること。

基準 1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定

1-1. 土地、森林資源などの所有者・管理者が明確であること。

1-1-1 / 妥当である

森林認証の対象とする森林(以下、対象森林)は、九州森林管理局熊本南部森林管理署が管理する球磨川森林計画区内の国有林：37,062ha である。

「森林簿」及び「管内図(1/5万)」「国有林野施業実施計画図(1/2万)」「森林計画図(基本図 1/5000)」によって、現地で確認した。

1-2. 対象森林の所在場所別面積、人工植栽に係る森林の区別(人工林、天然林別)、樹種又は林相、林齢及び立木材積が明らかな森林調査簿類が常備されていること。

1-2-1 / 妥当である

対象森林の場所別面積等が明記された森林簿(14年度版)及び森林調査簿(15年3月作成)、森林沿革簿が常備され、5年ごとの森林調査によって更新されていることを確認した。

次期更新は、19年度に予定されている。

1-3. 対象森林の位置が、現地及び図面上で明瞭であること。

1-3-1 / 妥当である

対象森林の位置が林小班によって明瞭な森林計画図(基本図 1/5000)が常備され、所在が明確であることを現地で確認した。

1-4. 森林計画制度の森林施業計画あるいはそれに準じた管理計画が樹立されている

こと。管理計画の中で、森林所有者等が自らの意志で、持続可能な森林の管理・経営に関する基本方針が策定されていること。

1-4-1 / 妥当である

国有林における管理経営は、H10年度より「公益的機能の維持増進を旨とするものに転換する方針の下で」期待される機能別に「水土保持林一国土保全タイプ」「水土保持林一水源かん養タイプ」「森林と人との共生林一自然維持タイプ」「森林と人との共生林一森林空間利用タイプ」「資源の循環利用林」の3区分、5タイプに類型化され、それぞれの目標森林及びその施業指針が、各管理計画の中で、整合がとれた形で明示されていることを確認した。

1-4-2 / 妥当である

対象森林における管理経営は、全国森林計画に即した「球磨川国有林の地域別の森林計画」及び、国有林の管理経営基本計画に即した「第2次地域管理経営計画(球磨川森林計画区)」の両計画に即して定められた「第2次国有林野施業実施計画(球磨川森林計画区)」によっている。

上記計画の「国有林野の管理経営の基本方針」により、対象森林は、3機能5タイプに区分され、それぞれの目的に応じた管理経営がなされていることを確認した。

1-4-3 / 妥当である

「第2次地域管理経営計画書(球磨川森林計画区)」(以下:管理経営計画)の「国有林野の管理経営の基本方針」において、「国有林野の持つ水源かん養機能や保健文化機能等の公益的機能を積極的に高めていくことを第一とし」とするとともに、前記管理計画書別冊「管理経営の指針」において「生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収・固定源としての機能の発揮、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全等の観点に留意する」としていることを確認した。

1-5. 人工林のみでなく、天然林についても、地域の特性を考慮し適切な管理計画が樹立されていること。

1-5-1 / 妥当である

「球磨川国有林の地域別の森林計画」において、「天然生林の的確な保全及び管理等により重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備を図ることとする」としており、「第2国有林野施業実施計画(球磨川森林計画区)」(以下:施業実施計画)は、上記計画に即していることを確認した。

基準2 生物多様性の保全

2-1. 生物多様性保全のための計画は、ランドスケープレベルの管理方針が定められているとともに、主要な森林タイプについて林分レベルの管理方針が定められていること。

2-1-1 / 妥当である

対象森林の球磨川の最源流部などは、モミ、ツガ、ブナ等の針広混交の天然林で、九州中央山地国定公園等に指定されており、自然環境の保全・形成、学術研究等に重要な役割を果たしている。これら森林については、法令による施業制限等に厳正に従っているとともに、「森林と人との共生林―自然維持タイプ」と区分され、その管理経営の指針により、対象地の特性を踏まえた保護林等の選定を行い、保全すべき環境の維持形成を図るために必要な管理経営が行われている。

また、対象森林には、保護林設定要領等の通達に基づいて、「森林生物遺伝資源保存林」「林木遺伝資源保存林」「植物群落保護林」が設定されており、「管理経営の指針」によって、それぞれの保護林の特性に応じた技術指針が設けられ、保全が図られていることを確認した。

2-1-2 / 妥当である

「森林と人との共生林―自然維持タイプ」の「管理経営の指針」において、「森林生態系保護地域及び森林生物遺伝資源保存林周辺の人工林については、保護林のバッファゾーンとしてそれぞれの設定目的がより一層発揮されるよう広葉樹等の導入を図り、針広混交林への誘導を努める」等の管理指針を設けている。

2-2. 対象森林内で生物多様性の確保に重要な構成要素(原生林、天然林、里山林、草地、湿地、沼、農地など)が地図上で明らかにされ、それらの管理方針が定められていること。

2-2-1 / 妥当である

「国有林野施業実施計画図(1/2万)」及び「森林計画図」に対象森林の生物多様性保全の確保に重要な構成要素は、明示されている。保護林など重要な構成要素については、「九州中央山地森林生物遺伝

資源保存林実態調査報告書」、「保護林台帳」等に、動植物が記録されている。

また、重要種については、「九州中央山地稀少野生動植物種保護管理対策調査報告」等によって、保護管理の技術指針が定められ、実行されていることを確認した。

2-2-2/妥当である

水辺林については、管理経営の指針において、「溪流沿いにあつては兩岸からそれぞれおおむね30m以上」（資源循環利用林）、「水土保持林－水源かん養タイプ」においては50m以上を保護樹帯とする基準を設けていることを確認した。

2-3. 絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧に属する種及びその生息地の保護が図られていること。

2-3-1/妥当である

「九州中央山地森林生物遺伝資源保存林実態調査報告書」等に、動植物が記録されており、ゴイシツバメシジミ等の重要種については「九州中央山地稀少野生動植物種保護管理対策調査報告」等を作成し、保護対策が実行されていることを確認した。

なお、他の稀少種についても、リストを作成し、森林整備等の事業実施において留意すべき事項などを取りまとめていることを確認した。

2-3-2/妥当である

国内稀少野生動植物種のゴイシツバメについて、その食草であるシシンランも含め、下記の保護管理対策が実行されている事を確認した。

ゴイシツバメシジミ（国指定天然記念物・国内希少野生動植物種）及び食草のシシンランの保護

- ・年間を通じた巡視による盗採防止。特に開花・繁殖期
- ・食草の生態把握とその保護に適した森林整備手法の究明
- ・台風で落下したシシンランの保護・育成
- ・表示板等の設置による啓発

等

また、クマタカ等の希少猛禽類についても、生息地の把握に努め、営巣木の保護及び、営巣期の伐採制限等の保護対策を図っている事を確認した。

2-3-3/妥当である

林道や治山施設の構築物に、小径木等を積極的に活用していることを確認した。

また、現在熊本南部森林管理署が取り組み始めている「壊れにくい低コスト路網」において、のり高を2m以下にとどめ、土留め等の構築物に支障木等を利用するなど、環境への負荷を最小限に留めるよう、努めていることを確認した。

2-4. 下層植生を含め自然植生の保護に努めること。

2-4-1/妥当である

天然林においても、近年シカ害により、下層植生の衰退が見られる林分が出現してきていることから、特に生物多様性の保全に重要な箇所を中心に防護ネットを設置するなどして、下層植生の維持に努めている事を確認した。

また、人工林についても、間伐等により、下層植生や林縁植生の維持に努めるとともに、必要とされる林分については、自然植生を積極的に導入するなどして、針広混交林化を図っていることを確認した。

基準3 土壌及び水資源の保全と維持

3-1. 伐採に当たっては、風が強く当たる尾根筋、水系及び道路沿いには適切な保護樹帯を設けていること。

3-1-1/妥当である（向上目標付記）

「管理経営の指針―資源循環利用林」により「皆伐を行う場合にあっては、新生林分の保護、公益的機能の確保のために必要な尾根、斜面中腹、溪流沿い、急傾斜地、林道沿線等を主体として保護樹帯を積極的に設けるものとし、その幅は、おおむね50m以上を基準とする」としている。

保護樹帯は、施業実施計画図に明示されていることを確認した。

ただし、過去の伐採地に、保護樹帯への配慮が不十分な林分が見られた。

3-1-2/妥当である

前記指針により「保護樹帯については、その効果を適切に発揮させるため、広葉樹を主体とする林分を期待することとし、伐採は、健全な立木の生育と老齢木の除去及び設定の目的に支障のない範囲とし、原則として隣接林分の主伐時又は間伐時に択伐により行う」としている。

3-2. 森林の伐採集運材に当たっては、近隣の水資源や土石流出防止機能などへの影響を考慮し、地表面の保護が図られるよう慎重に配慮されていること。

3-2-1/妥当である

管理経営計画により「特に山地災害防止機能又は水源かん養機能を増進させる必要のある国有林」は「水土保持林」とされ、「国土保全タイプ」と「水源かん養タイプ」と2タイプに区分され管理経営が行われている。

伐採については、「管理経営の指針」により「国土保全タイプ」は、「原則として天然性林施業及び育成複層林施業による」ものとし、更新の必要上から皆伐が必要な場合は、2ha以下とするなどの基準を設けている。また、「水源かん養タイプ」は、皆伐の場合は、5ha以下とし、尾根や溪流沿いなどに50m以上の保護樹帯を設けるなどの基準を設け、水土保持上必要な注意が払われていることを確認した。

3-2-2/妥当である

対象森林の主伐は主として立木販売によっており、伐採・集運材は、主として買受業者等の林業事業体が行っている。

立木販売は「林産物売買契約約款31条―林野保全等の措置」により、買受業者に「乙は、物件の伐採、搬出その他に作業の実行にあたっては、特に林地保全、河川汚濁等に努めなければならない。」「甲は、林地保全、河川汚濁の防止等に必要があると認めるときは、乙に対し、乙の負担において必要な措置をとることを求めることができる。」とし、水土保持等の適切な措置を求めている。

なお、買受等にあたる林業事業体を指導・育成するための研修教材「製品生産事業・林業機械」が作成され、研修が行われていることを確認した。

3-3. 林業機械に用いる、燃料、オイルその他の汚染物質および農薬など化学物質が水系に流出しないよう注意を払うこと。

3-3-1 / 妥当である

燃料・オイル類については、研修教材「製品生産事業・林業機械」を、林業薬剤については、研修教材「造林・森林保護」及び「造林業務の手引き」をマニュアルとして、現場担当者、請負業者等に注意を促していることを確認した。

3-4. 林道等の開設に当たっては、水土保持に細心の注意を払うこと。

3-4-1 / 妥当である

林道、作業道の作設にあたっては、林道規程及び路網整備マニュアル等に従うとともに、重視すべき機能を踏まえた路網配置、規格、構造等としていることを確認した。

九州森林管理局管内で、昨年より取り組んでいる「壊れにくい低コスト路網」は、「林地に優しく、壊れない、安くて、使い良く、繰り返し使えるよう法高を抑える」ことを基本要件の一つとしており、DVDによるマニュアル等を作成し、請負業者等へも指導している。

基準4 森林生態系の生産力及び健全性の維持

4-1. 伐採量は森林の機能区別に指定された森林施業計画認定基準の範囲内であり、適正に配置されていること。

大面積皆伐は避け、可能な箇所では、非皆伐施業を行う。また林産物資源の収穫は、それが持続できるよう定められていること。

4-1-1 / 妥当である

「施業実施計画」(H15～19年度)の計画伐採総量は、375,000立方メートルであり、「地域別の森林計画書」の範囲内であり、資源構成、年間成長量に照らして適切である。

「管理経営の指針」により、各森林タイプごとの施業基準を設け、大面積皆伐はさける方針であること、「水土保持林」など必要に応じて、「誘導伐」などによる育成複層林施業を推進している事を確認した。

4-1-2 / 妥当である

水土保持・生物多様性保全に配慮して作成された「管理経営の指針」に各森林タイプごとの技術指針が設けられており、「伐採造林計画簿」の収穫予定に基づいた伐採が行われている。

また、これら林地については、主伐指定を間伐指定に振り替え、逐次伐期の延長を図っていく方針である。

なお、対象森林ではH17年以降、分収林の契約期間終了による伐採以外の皆伐は行われていないことを確認した。

4-1-3 / 妥当である

水土保持・生物多様性保全に配慮して作成された「管理経営の指針」に各森林タイプごとの技術指針が設けられており、「伐採造林計画簿」の収穫予定に基づいた伐採が行われている。

4-2. 伐採後は計画期間内に確実に更新されていること。伐採跡地などの人工更新は、 施業の履歴を踏まえて、適地適木の原則が守られていること。

4-2-1 / 妥当である

「実行総括表」及び「林班沿革簿」により、過去5年間の施業履歴を確認した。
伐採後の更新は、主に人工植栽によって行われている。

なお、更新期間については、「地域別の森林計画書」により、人工造林に係わる伐採跡地は、「原則として2年以内」に行うこととしている。

4-2-2 / 妥当である

「管理経営の指針」に「育成単層林施業」「育成複層林施業」「天然性林施業」ごとの更新方法が記載されているとともに、「造林業務の手引き」（九州森林管理局森林整備課 H18年3月発行）が作成されており、署で作成する「造林事業予定簿」に更新予定が記載されている。

一部林地で、シカ被害対策や「水土保持林」の施業目的から、伐採跡地の天然下種更新が行われている。天然下種更新については、「有用天然木の稚幼樹等(30 cm以上)が ha 当たり 5,000 本以上」等の厳密な基準を設け、「更新完了確認調査」によって、更新の確実を期している。

4-2-3 / 妥当である

苗木は現在、地元業者よりの購入苗を使用している。

「造林業務の手引き」IV人工造林により、植栽樹種の選定に当たっては、機能類型に応じた森林整備の目的、現地の土壌条件、地床植物等の状況、周辺の既往造林地の生育状況等を総合的に勘案して選定していること。適地適木の原則。広葉樹を植栽する場合は、できる限り郷土樹種の中から選定していることを確認した。

4-2-4 / 妥当である（向上目標付記）

活着状況の確認は、担当森林官の巡視に依っている。

「管理経営の指針」により、新植後1～2年の間に何らかの原因で苗木の枯損が発生した場合、小規模な場合には補植を、大規模で、かつ天然更新も期待できない場合には、原因を調査究明した上、成林が確実と判断された場合に改植を行うことを確認した。

また、近年多発しているシカの食害から植栽木を保護するため、多発地では、植林地の周りに防護ネットを設けていることを確認した。

4-3. 天然林についても、的確な更新作業が行われていること。

4-3-1 / 妥当である

対象森林での天然林の伐採は、過去10年行われていない。

対象森林で計画される天然林を対象とした施業は、「育成単層林施業(天然林型)」及び「育成複層林施業(天然型)」「天然生林施業」とされており、「管理経営の指針」により、伐採と更新は、一体となって計画されることを確認した。

4-3-2 / 妥当である

天然林については、上記の通りで、択伐施業は行われていない。

なお、天然林において、今後何らかの施業が計画される場合は、「管理経営の指針」及び「広葉樹人工造林の手引き」等を技術指針とする。

4-4. 期間内における保育計画が明らかであり、現地の実態に応じて適切に行われていること。

4-4-1 / 妥当である

「管理経営の指針」に「育成単層林施業」「育成複層林施業」「天然生林施業」ごとの施業指針が記載されているとともに、「造林業務の手引き」が作成されている。

また、上記育成単層林施業の指針において、除伐の際、「目的樹木の生長に影響を及ぼしていない有用天然木は極力保残する」とし、その実行状況を現地においても確認した。

4-4-2 / 妥当である

「実行総括表」及び「林班沿革簿」により、過去5年間の保育の実施状況を確認した。

また、「造林事業予定簿」に保育箇所等が明示されていることを確認した。

4-5. 必要に応じて間伐が的確に実行されること。

4-5-1 / 妥当である

「伐採造林計画簿」に間伐の計画が明示され、林齢などに応じて適切な計画がなされていることを確認した。

4-5-2 / 妥当である

間伐方法等については「管理経営の指針」及び「間伐要領」が作成されている。

対象森林内の「活用型」間伐においては、間伐木の利用促進を図るため、伐採率30%の列状間伐が採用されていることを現地で確認した。

なお、間伐に際しても「有用天然木は積極的に保残するなど多様性のある森林の造成に努め(上記指針)」ていることを確認した。

4-5-3 / 妥当である (向上目標付記)

「林班沿革簿」及び「伐採造林計画簿」により、実行状況を確認したところ、優先度を評価して、保育間伐活用型を採用したり、保安林の本数調整伐を利用するなど工夫をしながら早期の実行に努めている事が確認できた。

なお、4齢級から5齢級にかけての若齢林について、より良好な林分となるよう除・間伐を適切に進めていく必要があるため、これらの林分について、次年度以降、優先して除・間伐を実行していく意向であることを確認した。

4-6. 森林の病虫獣害に対する適切な防除・対策が図られていること。

4-6-1 / 妥当である

管理経営計画により、松くい虫被害は減少傾向にあるが、被害が発生した場合は「国有林松くい虫被害対策実施計画」によるとしている。

また、シカの被害が拡大してきていることから、「被害が予想される地区では、主伐を見合わせ間伐を繰り返すことにより、広葉樹の発生を促進させ育成天然林へ誘導するなど有効な対策を推進することとしている。

その他の病虫害については、「造林業務の手引き」に薬剤取扱等の適切なマニュアルが作成されていることを確認した。

4-6-2 / 妥当である

「造林地実態調査カード」に記録され、総括表により過去五年間の病虫害記録を確認した。

九州中央山地周辺では、近年シカ被害が広がりを見せてきており、対象森林内においても造林地を中心に被害が深刻になってきているところが出てきている。

対策としては、有害獣駆除を申請しての駆除、シカネットによる造林地の保護、被害が予想される地区の主伐を見合わせ、間伐による育成天然林への誘導などが採られている。

4-7. 山火事に対する適切な予防と被害への対処が図られていること。

4-7-1 / 妥当である

地域別の森林計画に基づき「山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施する」とし、「熊本南部森林管理署防災業務計画」に基づいた予防体制を組み、巡視、啓発看板等の設置、「林野火災の手引き」による教育等を行っていることを確認した。

4-7-2 / 妥当である

「林野火災通報系統図」を作成し、通常的に図上及び実施の訓練を行っており、カマ等の消火資材が担当森林事務所に保管されていることを確認した。

4-7-3 / 適用除外

特記すべき森林火災跡地はない。

4-8. / 農薬など化学物質の使用については、法令などを遵守し、かつ必要最小限の使用にとどめていること。

4-8-1 / 妥当である

対象森林では、クズ発生の多い地区で、つる切作業にのみ除草剤ラウンドアップを使用している。使用に当たっては、「林地除草剤使用基準」に基づいた「除草剤使用作業仕様書」をもって指導し、作業者に適切に請け負わせていることを確認した。

基準5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組

5-1. 日本の全ての法律および日本が調印した全ての国際条約や合意を遵守すること。

5-1-1 / 妥当である

関係法令を遵守していることを確認した。

5-1-2 / 妥当である

九州森林管理局及び熊本南部署に必要な法令集が常備されていることを確認した。

5-2. 地域社会の法的あるいは慣習的な財産・資源などの利用権が尊重されていること。

5-2-1 / 妥当である

対象森林の大川内筋国有林に、施業実施計画書に記載された共用林野(54.84ha)がある。

所在する矢岳町は、国有林に囲まれた集落で、薪炭材の入手が民有林では少なく、従来から国有林に薪炭材の供給を求め、当該国有林を昭和6年委託林設定以来、継続して薪炭共用林野として設定している。

共用者は、国有林所在地の町内在住者で国有林経営に対しても協力的であり、薪炭林共用林野の保護義務履行は現在でも良好に行われていることを確認した。

5-2-2 / 妥当である

上記共用林野については、共用林野台帳に記載され、利用権者の利益は適切に保全されていることを確認した。

5-3. 管理計画の実行に当たり、雇用者、委託者や林業従事者に対して生物多様性や労働安全などに関して適切な訓練と指導を行っていること。

5-3-1 / 妥当である（向上目標付記）

九州森林管理局が作成した「新たな森林づくりのために」により、管理経営の指針に示されている生物多様性保全等について、現場の森林官や受託者の林業従事者等に周知するための研修等が、熊本南部森林管理署で行われていることを確認した。

なお、国有林における森林施業の大部分が請負等による外部事業者によって行われており、現場の実行段階での生物多様性等への配慮にバラツキが生じることが懸念される。

5-3-2 / 妥当である

「労働安全の確保について」の通達に基づき、熊本南部森林管理署では「安全衛生管理実行方針書」を作成し、各現場における「現場安全指針」等マニュアルの作成、年一回の「安全推進大会」「労働衛生大会」及び毎月の「安全勉強会」、作業前の「早朝ミーティング」等の各種訓練・研修が行われ、雇用者、委託者を含む従事者への安全対策が徹底されていることを確認した。

5-4. 従業員に対する社会保障、必要な訓練の実施、健康と安全の確保を図られていること。

5-4-1 / 妥当である

職員は、国家公務員共済組合に加入している。

請負事業者等については、指名登録の際、安全管理体制が整っていることや社会保険等の加入が図られていることを確認の上で事業者登録されている。

また、立木販売の契約者が、素材生産を他の者に請け負わせる場合、労働安全管理体制が整備された事業者へ発注するよう指導を行っていることを確認した。

5-4-2 / 妥当である

熊本南部森林管理署長を「総括安全衛生管理者」とする現場委託者も含めた安全管理体制が組織化され、各種教育・点検・自主的安全活動が、徹底されていることを確認した。

基準6 社会・経済の便益の維持及び増進

6-1. 市民に自然に触れ合う機会／場所の提供に努めていること。

森林を地元でできるだけ公開し、便益の提供をすること。

6-1-1 / 妥当である

対象森林には、「西浦森林スポーツ林」「市房山風景林」等、市民が自然とふれあう為のレクリエーションの森が設定されている。

また、熊本南部森林管理署では「森林ふれあい係」を設けて、独自の地域発案システムによる「大畑千年の森林」を設定しての毎春の植樹イベントのほか、「人吉・球磨自然観察会」「森林教室」などのふれあいイベントが計画的にほぼ毎月、意欲的に行われていることを確認した。

6-2. 入山者に対する環境教育、安全などへの指導および対策が整備されていること。

6-2-1 / 妥当である

熊本南部森林管理署では「森林ふれあい係」を設け、地元専門家の協力の下、「人吉・球磨自然観察会」や「森林教室」などの独自のプログラムを毎月実施している。

また、森林教育の紙芝居教材「森林からのおくりもの」による地元小学校などでの森林教育にも、職員が出向いて取り組んでいることを確認した。

レクリエーションの森等の入林者が利用する林道等には、案内板、説明板、交通安全施設等が適切に設置されていることを確認した。また、施業を行っている地域では、掛かり木等の警告を当該場所に表示していることも確認した。

6-2-2 / 妥当である

林内への不法投棄には苦慮しているという。林内の各所に啓発看板を設置し、巡視を強化して地元市町村や警察と連携を取りながら取締にあたっているが、むしろ増加傾向だという。

廃棄物については、犯人が特定できない場合は、地元市町村の協力を求め、林外に運び出して適切に処理をしていることを確認した。

6-3. 森林レクリエーションや景観の維持に配慮した森林管理が必要な森林においては、適切な対応がとられていること。

6-3-1 / 妥当である

森林レクリエーションや景観の維持に配慮した森林管理が必要な森林は、管理経営計画により「森林と人との共生林ー森林空間利用タイプ」に機能区分され、「それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行う」とし、管理経営の指針に施業方法・施設の整備等の指針が設けられていることを確認した。

6-3-2 / 妥当である

「管理経営計画」及び「管理経営の指針」の該当内容は、保安林、自然公園等の法令により施業についての制限を受けている森林の施業方法の基準に適合していることを確認した。

6-3-3 / 妥当である

法令を遵守している。

6-4. 文化的・歴史的に重要な遺跡や資源・社会的に価値の高い森林が保護されている こと。

6-4-1 / 妥当である

対象森林内に棲息する国指定天然記念物ゴイシツバメシジミについては、前記(2-3-2)の通り。また、対象森林には、保護林設定要領等の通達に基づいて、「森林生物遺伝資源保存林」「林木遺伝資源保存林」「植物群落保護林」が設定されており、「管理経営の指針」によって、それぞれの保護林の特性に応じた技術指針が設けられ、保全が図られていることを確認した。

6-4-2 / 妥当である

管理経営計画により「国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、各種試験地等の展示等を通じて地域林業関係者等への普及を図る」とし、対象森林内には、「試験地」8カ所、「展示林」3カ所、「次代検定林」17カ所、「遺伝子保存林」5カ所、「施業指標林」9カ所、「森林施業モデル林」1カ所が設けられている。

試験地には、適切な解説板等が設けられていることを確認した。

6-5. 「緑の循環システム」の趣旨が遵守されるよう、認証森林より産出された認証林産物を、消費者に対し適正に提供するために、認証林産物が、明確に区分けされるよう 努めること。

また、認証森林から産出される認証林産物が、緑の循環資源として、多様な用途に有効活用されていること。

6-5-1 / 妥当である (向上目標付記)

認証取得後は、SGEC 分別・表示事業体認定を取得している素材生産業者等の情報を収集するとともに、認定事業体の育成にも努め、認証材が明確に区分けされるように努める意向である。

6-5-2 / 妥当である

林道、作業道等の構築物に積極的に小径木等の利用を推進しており、今後さらに有効利用に努める意向である。

6-6. 対象森林の管理・整備が地球温暖化防止の二酸化炭素吸収源としてプラスになる よう努めていること。

6-6-1 / 妥当である

対象森林では、二酸化炭素固定能を向上させる観点からも間伐の推進に積極的に取り組んでいる。間伐材の有効利用を図るためには、低コスト生産システム構築が不可欠であることから、基盤となる

路網の整備を推進している。

また、地域材の需要拡大を図るため、流域の民有林などと一体となって、安定供給、加工・流通体制の整備に積極的に取り組んでいることを確認した。

6-6-2 / 妥当である

熊本南部森林管理署では、節電や不要なアイドリングのストップなど、署を挙げて省エネに取り組んでいることを確認した。

6-7. 地元住民、利害関係者等との対話連携を図り、地域社会における役割と貢献に配慮して取り組んでいること。

6-7-1 / 妥当である

国有林に対する地元山村の期待は現在も大きい。

地域振興への寄与は、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、管理経営計画等の策定にあたって、地元有識者による懇談会、公告縦覧等により、地元意見の反映に努めているほか、所在する市町村の有志による協議会も定期的開催されている。

また、流域管理システムや新生産システムなどの地域林業活性化に関する協議会等に積極的に参加しているほか、地元の高校や専門家と協力して希少動植物の保護対策やイベント等に取り組むなど、地域振興に貢献していることを確認した。

6-7-2 / 妥当である

球磨川流域国有林での森林認証への取り組みは、地元熊本県との連携の下での取り組みであり、流域内での関係事業体の育成に努める意向であることを確認した。

基準7 モニタリングと情報公開

7-1. 管理計画の実行状況としての影響を評価するためのモニタリングを適宜実施すること。 モニタリングの結果は、管理計画の実行及び改訂に反映され、必要に応じて見直しを図られること。

7-1-1 / 妥当である（向上目標）

対象森林内に20カ所のプロットを設け「森林資源モニタリング調査」が行われている。この調査は、持続可能な森林経営の推進に資する観点から、森林の状態とその変化の動向を、全国を統一した手法に基づき把握・評価することにより、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画における森林整備に係わる基本的な事項を定めるのに必要な客観的資料を得ることを目的として実施するものであり、その結果を全国森林計画等にも反映させるものである。

なお、日常的には、森林官が巡視の際に携帯する「森林調査簿携行版」をチェックリストとして森林における変化等を記録し、実施計画に反映させるモニタリングの仕組みが確立されていることを確認した。

7-2. 地方自治体などが全体の多様性を推測する指標生物群のモニタリングを行っている場合、その調査に対する協力体制が整っていること。

7-2-1 / 妥当である

地方自治体や研究機関、第三者機関によるモニタリング調査等への協力要請には、積極的な情報の提供に努めるとともに、協力を努めている。

現在、対象森林内では、クマタカなど希少猛禽類についてのモニタリング調査やゴイシツバメシジミに関するモニタリング調査が行われており、担当森林官等が協力していることを確認した。

7-3. 対象森林に関する各種情報の記録を極力残すこと。施業を行った場合は、作業種別、年度別、所在場所別に施業記録が残されていること。

7-3-1 / 妥当である

対象森林に関する各種情報は、既存の林班沿革簿等として保存されているとともに、「新分散処理システム」としてデータベース化され記録されている。

また、これらシステム等と連携する「林班管理システム」が導入され、収穫、造林、造林調整、森林調査簿データ、巡視等の情報、技術情報がとりまとめられ、データベースは、局、署、森林事務所で閲覧できるしくみが整えられていることを確認した。

7-4. 管理計画、モニタリングについては、公正・公開を原則とすること。

7-4-1 / 妥当である

地域管理経営計画等を作成する場合は、森林管理署等において計画書の案を公告縦覧に供するなど幅広く国民の意見を聞くとともに、策定された計画書は、森林管理署等で常時閲覧が可能である。

また、各年度における事業実行結果については、九州森林管理局ホームページ上に公開されている。ただし、絶滅が危惧される希少動植物の情報等については、保護上の観点から原則非公開としていることを確認した。